

日本共産党の福島かずえです。通告のなかの最後の項目「性犯罪、性暴力被害者支援ワンストップセンターの拡充」は取りやめさせていただき、一般質問を行います。

## 「二」 復興事業を検証し課題の解決を

今日から三月に入りました。まもなく、七度目の3・11がやってきます。二〇一七年度は復興計画再生期四年の最終年度であり、これまでの復興事業の検証をはかり、課題や問題点を改めていくべき節目の大事な時となります。

そうした視点で、七回忌を迎える方々、元の暮らしを取り戻そうと懸命になっている被災者ひとり一人の皆さんの暮らしに思いをはせながら、伺いたいと思います。

(1) はじめに、最重要課題である住宅再建の遅れを取り戻す県の取り組み、知事の意欲を求めて、六点にわたって伺います。

災害公営住宅の完成率は、ようやく八割を超えたところですが、名取市23,6%、女川町36,9%の遅れが目立ちます。例えば石巻市のように、市中心部が84%になるのに対して半島部が37%と同じ自治体の中でも著しく差が生じているところもあります。

そして、災害公営住宅の整備目標そのものが少なく、入居を希望してもかなえられない世帯が仙台市などに多くおられます。

宅地造成の遅れや資金調達の困難など、様々な事情で自立再建をめざしていたものの断念した世帯も相当数あります。防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などの公的整備で確保する宅地計画の目標を一年間で一万四百二十戸から七百十五戸減らしたことから指摘できます。

気仙沼市や石巻市、女川町の約二百宅地は二〇一八年度(H三〇年度)以降の供給予定で、あと一年以上待たないと住宅建設ができません。名取市閑上などの災害公営住宅一八五戸の完成もやはり再来年度以降になります。少なくともこれらの方々は来年の3・11も仮設住宅で迎えることになりました。

住宅整備は当初四年間の計画を二年延長し、二〇一七年度中の全戸完成を目標にしていましたが、もはや達成できないことは明らかです。

だんだんと仮設住宅から引越すかたが増えていくなかで、あせりや取り残された思いが交錯する胸のうちはどうだけ苦しいものでしょうか。

イ、こんなに遅れてしまった責任を知事はどうお感じになっているのでしょうか、伺います。

ロ、また市町間の格差や同じ自治体でも場所によって大きな差が生じている現状をどう認識しているのでしょうか。伺います。

ハ、関連して伺います。先ごろ県は、生活再建支援金の基礎支援金の締め切りを今年の四月一〇日から、一年延長しました。これは昨年末に知事に直接、要望したことなので実現されて嬉しいです。しかし、加算支援金の締め切りは延長されず、二〇一八年四月一〇日締め切りとなっています。先に述べたように宅地の供給が二〇一八年度以降になることが明らかなくともあります。加算支援金の締め切りも再延長することを求めますが、いかがでしょうか。伺います。

二、半壊の被害判定を受け、その後、住み続けられなくなり結局、滅失処分をして新築された方も少なくありませんが、この支援金制度に自分が該当することを知らない方もいらっしゃいます。改めて、制度の周知徹底を市町とも連携して進めていくべきです。お答えください。

住まいの再建が遅れてしまったのは、国の姿勢や事業実施主体の市町の事情もありますが、県の対応が大きな要因です。「市町が主体」と言えば耳障りはいいですが、住宅建設を「市町まかせ」にしてきた問題があります。

県営の災害公営住宅を一戸もつくりたくないということが何よりの現れです。災害公営住宅整備は家賃収入が生じるため、事業費の八分の七に国のお金が充当されます。残り八分の一は公営住宅建設事業債を起債して事業を行うことになりませんが、この事業債は元利償還金分の交付税措置がありません。

人口流出や入居者の世帯構成、年齢などから、将来の家賃収入の見通しが厳しい市町が沿岸部にあります。こうしたところでは、元利償還金分を家賃収入で回収できない場合、財政負担が生じてしまいます。後年度の維持管理費の増大も心配されています。

岩手県は県営の災害公営住宅を必要戸数の約半分である二七六〇戸つくり、さらに昨年一〇月には、盛岡市や一関市などへ移住した被災者から求められていた災害公営住宅二九一戸も県営で内陸部に追加建設することを決めました。

沿岸市町村が抱える将来的な財政負担の半分を岩手県は自らが背負ったとい、さらに内陸部へ移住した人の住まいの権利を保障したといえます。

一方、宮城県は「市町による整備・管理を基本とし、県が設計・工事を受託することで市町を支援する。地方分権の時代において、住宅行政の基本は市町村という考え方」を掲げ、災害公営住宅の将来的な財政負担を「市町まかせ」にしています。

ホ、この違いを知事はどう受け止めますか、おたずねします。

宮城県復興住宅計画では、「今後、整備が必要と見込まれる七万二千戸の住宅整備を推進します」とあります。この整備目標は、県内すべての全壊世帯数と半壊世帯数の一割を足した約八万八千世帯から、亡くなった人、五年後の世帯減少、民間賃貸住宅へ移る人の数を引いて出したそうです。

整備の手法・主体は、災害公営住宅一万五千九百五十戸、防集などの公的宅地供給は九千七百五宅地、あわせて二万五千六百五十五戸は市町が主体で施策展開して

います。残りの約四万六千戸に対しては国の被災者生活再建支援制度があげられませんが、最大300万円のこの制度だけでは家は建てられません。県の独自施策としては二重ローン対策として、震災前の既存住宅ローンの利子補給に上限五十万円補助するものがありますが、昨年度までの交付実績は八百三十五件で約4億円です。県独自の復興基金を使って住宅再建を支援しているのはこれまで、これしかありません。昨年度までの実績で市町への交付金を除いた復興基金総額のわずか1、31%にしすぎません。

岩手県では宮城県の市町同様に、県内各市町村でも交付金をつかって独自施策を講じています。それに加えて、県が独自に全壊世帯の新築・購入に百万円、半壊・一部損壊にも補修費用の二分の一・最大三十万円、宅地復旧には費用の二分の一・最大二百万円、利子補給制度など種々の支援制度をつくり、昨年度まで復興基金実績総額の62、8%、約百十億円を住宅再建支援に充当しています。

へ、こうしたことから、「住まいの再建・確保」に対する宮城県の位置づけやお金の使いかたの優先度は極めて低いといえますがいかがでしょうか、伺います。

(2) 国の査定との関係で宮城県の災害公営住宅の整備限度戸数は二万八百五十戸となっています。現在の計画戸数は一万五千九百五十戸ですから、まだまだ災害公営住宅を建設することは可能です。

仙台市は石巻市や福島県など他地域で被災し、移住してきた方からも災害公営住宅への入居希望を聞きながら、整備目標戸数にその数を含めず、約六百戸少ないままで整備を終えようとしています。そのために、仙台市内には、何度も抽選に外れた方が多くいます。未だに住居が定まらず、意向調査では仕方なく民間賃貸住宅への転居と回答している方も少なくありません。

土木部では市町支援チームをつくり、市町を訪問し、意見交換を行い、課題と対応策の検討を行っています。仙台市にも二〇一五年に二回、訪問しています。

私は、被災後、仙台市に他地域から移住し災害公営住宅に入りたくても入れないでいる人たちのために、県がもっと真剣に解決めざし働くべきだと思っています。「県もつくるから、財政力のある仙台市にももっとつくって欲しい」と求めるべきです。県と仙台市が互いに協力して解決策を見出すよう、県の広域行政としての調整機能を発揮すべきです。いかがでしょうか、伺います。

(3) 阪神淡路大震災の時に、兵庫県は復興基金を使い、民間賃貸住宅入居者への家賃補助制度をつくりました。災害公営住宅の特別家賃低減制度との均衡をはかることを目的にしたので低減制度と同じように十年間継続し、初期は家賃の二分の一で上限三万円、その後は段階的に引き下げ、初期負担の軽減を図ったそうです。

入居者への直接補助とはせずに、三者契約を結び、家主に交付する制度設計は、今、宮城県が借り上げ民間賃貸仮設住宅で行っている手法です。十分にノウハウ、実績もありますから、行おうと思えばすぐに実行できるはずです。

兵庫県ですでに実績のある制度を宮城県でも引き継いで実施し、財源を国にも認

めさせるべきですがいかがでしょうか、伺います。

(4) 昨年九月議会で私は災害公営住宅でのコミュニティ構築について、兵庫県の「ひろば事業」を紹介し生活支援員などの常駐見守りが必要だと取り上げました。今回は、沿岸部の農・漁村集落におけるコミュニティ再生の課題について、二点伺います。

復興の主人公は住民である被災当事者であり、集落のコミュニティ再生を図っていくのも被災した住民自身です。

私の地元、仙台市若林区でも津波被災から元の暮らしや生業、そして集落のコミュニティを再生しようと、「被災者が主役・住民主体の復興」をめざし、頑張ってきた人たちがたくさんおります。

しかし、家や家財、大切な人々、農地や農機具などを失い、避難所、仮設住宅での不自由な暮らしのなかで、従来のコミュニティを取り戻し、集落の総意をまとめることは困難を極めました。

そうした被災当事者、住民に寄り添い、支援してきたのが、他県や県内の研究者、技術者、専門家、ボランティア、NPO団体などでした。

阪神・淡路大震災は多数のボランティアが復旧や避難生活を支援し、その後、各分野の専門家などが住民とともに「協働のまちづくり」と呼ばれる地域再生・復興活動をサポートしました。

中越地震の復興でも、こうしたボランティアやNPO団体を積極的に位置づけ、「地域が主役」で中山間部の集落の復興をすすめてきました。

宮城県においてもこの六年間、さまざまな地域で多様なボランティア、NPO団体などが活動してきました。自治体機能が発揮できなかった初期の頃はもちろんのこと、これからの復興にも欠かせない役割と働きをしていくと思います。

イ、県当局はこうした住民と行政との中間で住民を支援する活動やその団体をどのように評価、位置づけしているのか伺います。

宮城、岩手、福島の三県で支援に取り組む団体が抱えている課題として資金不足、人員獲得の難しさ、行政との連携の難しさなどがあるという調査結果がだされています。

外部から多くの方が被災地の復興に情熱を持ち取り組んでいます。三年から五年という期間限定の助成金事業などに依拠するだけでなく、内発的で持続可能な地域経済の仕組みをつくり、その地に定住できるような先を見据えた取り組みをつくっていくことが大きな課題となっていると思います。

新潟県長岡市では、中越地震から三年後の二〇〇七年に「財団法人山の暮らし再生機構」(現在は公益財団法人に移行)を立ち上げ、震災からの地域再生・復興をすすめるとともに、持続可能な中山間地の形成をめざして、コミュニティや地域産業づくり、移住定住支援に取り組み、人口は減ったけれど活動・交流人口が増え、元気になっている山古志の事例など豊かな成果を生んでいます。

口、こうした経験に学びながら、持続可能な集落の再生をどう行政が支援していくのか、行政が行き届かないところをNPO団体などでどう補っていくのか、被災

住民や支援団体とも協議しながら進めていくべきですが、いかがお考えでしょうか、伺います。

(5) 当局は今年度と新年度の二か年にわたって、復興事業全体の検証のあり方と手法の検討をすすめようとしています。私は沿岸部の津波被災地の復興は、集落のコミュニティと農業や漁業、水産業の再生が果たせるか、どうかにかかっていると思います。

今回の震災復興で、従来以上に仙台一極集中が強まり、沿岸部の農・漁村が疲弊し一次産業が廃れ、人口流出で被災自治体が危機に陥るようではいけません。

検証作業には、そうした視点が入るよう、広く被災当事者の声、特に沿岸部の農業や漁業、水産業に従事する人の意見が反映する仕組みをつくるのが大事です。公募委員も相当数、設けて、仮称「復興事業検証県民会議」をたちあげて、被災当事者、住民とともに検証作業を進めることを求めますが、いかがお考えでしょうか。お答えください。

## 「二」 男女共同参画基本計画改定にあたって

今議会に、県の男女共同参画基本計画が議案として提案されています。この機会に「女性の貧困」の解決を求めて五点、伺います。

日本の子どもの人にひとりが相対的貧困状態にあると言われていますが、子どもの貧困は、その親が貧困だということです。

この基本計画のなかにも、男女ともに非正規雇用やひとり親などが増加しており、貧困の世代間連鎖が大きな問題であり、母子家庭など「ひとり親家庭」の自立に向けた支援が必要と記されています。

(1) 親の貧困、特にひとり親家庭の貧困を解決するためには、まず、パートなどの非正規労働者と正規社員との均等待遇や中小企業へ支援しながら時給千五百円以上の実現、ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当を支給開始5年後に半減する措置の撤回、そして支給額の引き上げ、所得制限の見直し、多子加算の引き上げなどを国に求めるべきですが、いかが取り組んでいるでしょうか。伺います。

(2) 低所得者に対する公的な貸付制度である生活福祉資金貸付制度の二〇一五年度の貸付件数は八種類あわせて八八件です。全県でこの数字は低過ぎます。

相談件数を調べていただいたら、県社協に直接きたのは千四十九件、仙台市社協だけでも二千九百五十六件にもなっているそうです。県社協の審査にまわれれば、ほぼすべてが交付決定されていることを考えると、貸し付けできる対象者の条件が厳しくて、市区町村社会福祉協議会の窓口で断り、県社協の審査にさえまわっていないのが実態といえます。

私も何度も地元社協に申請や相談に同行しましたが、県社協が決めた低所得者の収入基準を数千円でも超えると対象にならず、返済の見込みがあると窓口が認めないと貸してもらえません。メニューがあっても借りられない、借りにくい制度となつています。

イ、もつと困っている人が借りやすい制度にするよう、所得基準の引き上げや返済期間の延長など、改善を図るよう県社協に申し入れるべきですがいかがでしょうか。お答え下さい。

ロ、生活保護世帯には貸せません：と、誤った説明をして断っている窓口があります。生活保護世帯でも借りることができること、あわせて、市区町村社協職員にこの生活福祉資金制度が生活困窮世帯への公的貸付制度である趣旨を十分に理解、徹底させて困っている人を救うよう、県から周知することを求めますがいかがでしょうか、伺います。

ハ、生活保護世帯への貸付については、借りたお金の使用目的に厳しい基準を設けています。壊れたテレビを買い換えたいという目的では宮城県は認めていないと伺いました。他県では認めているそうです。要件を緩和すべきですがいかがでしょうか、伺います。

(3) 昨年末の大晦日、私は路上生活者支援をしているNPO団体から行く先のない母子世帯の相談を受けました。年末に家賃滞納で住んでいた賃貸住宅を出て、仙台駅にいますというのです。仙台駅交番に相談したり、市立病院の待合室で夜を明かしたりしていたそうです。県が委託している女性専用のシェルターも満杯状態、年末年始は公的機関が閉庁になり、母子寮や女性一時保護施設も問い合わせすらできない状態で困りました。何とか知り合いのアパートの空室で一夜を過ごさせてもらい、対応しました。

今年も年末年始は六日間の閉庁になります。復興需要も減るなかで、格差と貧困がいつそう拡大することが予測されます。宮城県としても、年末年始の特別対策、体制を市町村とも相談し、講じるべきですがお考えを伺って私の第一問といたします。

6515字